

社会福祉法人美楽会特別養護老人ホームさくら爽運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人美楽会が運営するユニット型特別養護老人ホームさくら爽（以下「施設」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者の一人一人の意志及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム さくら爽
- (2) 所在地 岩手県北上市さくら通り三丁目7番7号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名
施設長は、施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- (2) 副施設長 1名
副施設長は、施設長を補佐し、施設長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、入居者の日常生活についての相談、援助及びこれ等の計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行う。
- (4) 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、進行管理及び評価を行う。
- (5) 介護職員 60名以上
介護職員は、入居者の日常生活の介護、指導及び援助を行う。
- (6) 看護職員 4名以上
看護職員は、医師の診療補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。
- (8) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、入居者の給食献立の作成及び栄養指導を行う。
- (9) 医師 1名以上

医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。

(組織及び勤務体制)

第5条 施設の業務を行うための組織、業務分掌、及び職務権限については、組織規程に定めるところによる。

- 2 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。
- 3 施設長は、毎月勤務割表を策定し職員に周知するものとする。
- 4 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

(入居定員、ユニット数及びユニットの定員)

第6条 施設の入居者の定員は、170名とする。

- 2 入居者の生活の場となるユニットの数は、17ユニットとする。
- 3 ユニットは10室の個室と共同生活室等で構成し、1ユニットの入居・利用定員は指定短期入所生活介護利用者を含めて10名とする。
- 4 災害その他やむを得ない事情ある場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、一時的に定員を超えて入居することができるものとする。

(サービス内容と手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した「重要事項説明書」を交付して説明を行い、サービス提供の開始について「重要事項説明書確認書」により入居申込者の同意を得るものとする。

(受給資格の確認)

第8条 施設は、入居申込者又はその家族から施設サービスの提供を求められた場合は、入居申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査委員会意見が記されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第9条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意志を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には、行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第10条 施設は、身体上又は精神上に障害があるため常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設

等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 施設は、入居申込者の入所に際しては、主治医の健康診断書等に基づき、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の担当職員間で協議しなければならない。
- 7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所に置かれる環境等を勘案し、その者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 8 施設は、入居者の入所に際しては入居年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(施設サービスの提供方針)

- 第11条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持ち、あるいはそれぞれの個性を生かしながら生活を営むことができるよう配慮するものとする。
 - 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
 - 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
 - 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
 - 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体の保護をするため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
 - 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第12条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

7 施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

8 施設は、日中常時一人以上の常勤の介護職員又は看護職員を介護に従事させるものとする。

9 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

10 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第13条 施設の機能訓練指導員は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第14条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 施設の医師は、健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要事項を記入するものとする。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

(相談及び援助)

第15条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事の提供)

第16条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要

な支援を行うものとする。

- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第17条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者又はその家族の同意を得て、代行できるものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(入居者の入院期間中の取扱)

第18条 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれる時は、入居者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

(施設サービス計画の作成)

第19条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 介護支援専門員は、施設サービスの作成に当たっては、適切な方法により、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画をサービス担当者会議に諮って作成しなければならない。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成又は変更に当たっては、入居者及びその家族に計画の内容を説明し、同意を得た上で入居者に交付しなければならない。

(利用料その他の受領)

第20条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から

支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる項目について、別紙に定める費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 居住に要する費用
- (2) 食事の提供に要する費用
- (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 自宅から持ち込んだ電気製品の使用に伴う電気料
- (5) 理美容代
- (6) 私物の洗濯代
- (7) 預貯金、現金等の出納管理料
- (8) 前7号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 施設は、法定受領サービスに該当しない施設サービスに係わる費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

(入居契約の解除)

第22条 入居者は、30日の予告期間を置いて、文書等により入居契約の解除を申し出ることができるものとする。

2 施設長は、次の事項に該当する場合には、30日の予告期間を置いて、文書により入居契約の解除を申し出ることができるものとする。

- (1) 入居者が、第20条の利用料等の支払いを正当な理由なく3ヶ月以上滞納し、催告したにもかかわらず30日以内に支払わなかった場合
- (2) 入居者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院後3ヶ月を経過しても退院できないことが明らかな場合
- (3) 入居者及びその家族等が、施設サービスを提供する職員又は他の入居者に対して、入居契約を継続しがたい背信行為を行った場合
- (4) やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

3 次の事項に該当した場合は、入居契約が自動的に終了したものとする。

- (1) 入居者が他の介護保険施設に入所した場合
- (2) 入居者が死亡した場合

(施設の利用に当たっての留意事項)

第23条 施設は、入居者の居室の決定に際しては、原則として入居希望者の要望を尊重

するものとするが、本人の健康状態又は入居状況等の理由により、要望に添えない場合がある。

- 2 入居者は、施設的环境等に支障のない範囲において、居宅において使い慣れた家具等を持ち込むことができる。
- 3 入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
 - (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、また持ち出さないこと
 - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の生活を脅かさないこと
 - (4) サービス担当職員又は他の入居者に対し迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと

(損害賠償)

第24条 入居者は、施設、設備について故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。

- 2 損害弁償の額は、入居者の収入その他の事情を考慮して減免できるものとする。

(緊急時における対応)

第25条 施設の職員等は、施設サービスの提供中に入居者の心身の状況に異変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに主治医または施設の協力医療機関、並びに家族への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生の予防及び発生時の対応)

第26条 施設は、事故発生防止の指針を定め、事故の防止に努めるとともに、事故発生時には適切に対応するものとする。

- 2 施設は、事故防止のための委員会を設置するとともに、職員研修を行い、安全教育を徹底するものとする。
- 3 施設サービスの提供により、入居者に対する事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、入居者の家族、市町村に連絡を行うものとする。
- 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第27条 施設は、防火管理についての責任者を定め、天災その他の非常災害に備えるために消防計画等の具体的な計画を作成の上、自衛消防隊や夜間防災体制を編成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 施設は、地域住民の協力を得て、防災体制の協定を行うとともに、消防設備の点検を実施する。

(衛生管理)

第28条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用器具の管理を適切に行うものとする。

(感染症の予防)

第29条 施設は、感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないよう対策を検討する委員会を設置し、対応のための指針の策定、職員研修、日ごろからの健康状態の確認に取り組むものとする。

(重要事項の掲示)

第30条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第31条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の情報を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た入居者又はその家族の情報を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨を明記する等、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(虐待防止)

第32条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修会を定期的実施

(2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行う

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する

2 施設は、サービス提供中に当該施設従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第33条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(協力病院)

第34条 施設は、入院加療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めることとする。

2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めることとする。

(地域との連携等)

第34条 施設は、その運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業所又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業所又はその他事業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(記録の整備)

第36条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(法令との関係)

第37条 この規程の定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39条）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号）その他関連法令の定めるところによる。

(改正の手続き)

第38条 この規程を改正する時は、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙（第20条等3項 関係）

| 費用区分 | 費用の額 | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-------|---------|--------------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| (1)-1 居住に要する費用 | ユニット型個室 日額 2,066 円 | | | | | | | | |
| (1)-2 居住に要する費用（介護保険負担限度額認定者） | 第1段階認定者 ユニット型個室 日額 820 円 第2段階認定者 ユニット型個室 日額 820 円 第3段階認定者 ユニット型個室 日額 1,310 円 | | | | | | | | |
| (2)-1 食事の提供に要する費用 | 日額 1,800 円 | | | | | | | | |
| (2)-2 食事の提供に要する費用（介護保険負担限度額認定者） | 第1段階認定者 日額 300 円 第2段階認定者 日額 390 円 第3段階①認定者 日額 650 円 第3段階②認定者 日額 1,360 円 | | | | | | | | |
| (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 | 実費 | | | | | | | | |
| (4) 自宅から持ち込んだ電気製品の使用に伴い必要となる費用 | 1品目 日額 30 円（電気カミソリは除く） | | | | | | | | |
| (5) 理美容代 | 実費 | | | | | | | | |
| (6) 私物の洗濯代 | 実費 | | | | | | | | |
| (7) 預貯金、現金等及び健康保険証等の出納管理料 | 預貯金、現金等 日額 50 円 | | | | | | | | |
| (8) その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・日用品（シャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉等）は実費 ・教養娯楽の活動で用いる材料代は実費（希望による） ・インフルエンザ予防接種にかかわる費用は実費 ・診断書料（消費税を含んだ料金） <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">死亡診断書</td> <td style="text-align: right;">7,000 円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者診断書・意見書</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>特定疾患診断書</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>生命保険請求診断書</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> </table> | 死亡診断書 | 7,000 円 | 身体障害者診断書・意見書 | 5,000 円 | 特定疾患診断書 | 5,000 円 | 生命保険請求診断書 | 5,000 円 |
| 死亡診断書 | 7,000 円 | | | | | | | | |
| 身体障害者診断書・意見書 | 5,000 円 | | | | | | | | |
| 特定疾患診断書 | 5,000 円 | | | | | | | | |
| 生命保険請求診断書 | 5,000 円 | | | | | | | | |